

# 松前町耐震改修促進計画

平成20年4月	作成
平成21年8月	一部改訂
平成23年5月	一部改訂
平成26年4月	一部改訂
平成30年4月	一部改訂
令和2年1月	一部改訂
令和6年4月	一部改訂

## 目次

### 第 1 基本方針

- 1 計画策定の背景
- 2 目的
- 3 計画の位置付け
- 4 予防対策の推進
- 5 応急対策の推進
- 6 対象地域
- 7 実施期間

### 第 2 想定される地震の規模及び被害の状況

- 1 想定される地震の規模
- 2 想定される被害の状況

### 第 3 耐震化の現状と目標

- 1 耐震化の現状
- 2 目標の設定

### 第 4 耐震化の促進を図るための施策

- 1 役割分担等
- 2 耐震診断及び耐震改修等を促進するための支援策
- 3 老朽放置建物及び老朽危険空家に係る支援策
- 4 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備
- 5 重点的に耐震化を図る建築物の設定
- 6 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定
- 7 地震時の総合的な安全対策に関する事項
- 8 所管行政庁による指導、助言及び指示等に関する事項

### 第 5 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 総合防災マップの作成・公表
- 2 体制の整備及び情報提供の充実
- 3 自主防災組織等との連携

### 第 6 被災建築物応急危険度判定の実施

- 1 判定実施の事前準備
- 2 判定の実施
- 3 県との連絡調整等
- 4 その他

### 第 7 その他必要な事項

- 1 関係団体との連携
- 2 実務事項の分担
- 3 計画の見直し

## 第1 基本方針

### 1 計画策定の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、現行の建築基準法の構造基準（以下「新耐震基準」という。）を満足していない昭和56年5月以前の旧耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された建築物（以下「建築物」という。）を、新耐震基準と同等の耐震性能とすることを目的として、平成7年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定されました。

その後、新潟県中越地震、福岡県西方地震などにより、各地に甚大な被害をもたらしました。

このため、地震による死者数を半減させること等を目的として、平成17年11月に法が改正され、建築物の計画的な耐震化を促進するため、国が基本方針を定めたことにより、都道府県は基本方針に基づき耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、また、市町村は市町村耐震改修促進計画の策定の努力義務が課せられました。

また、近年では、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震と、各地で大規模な地震が発生し、いつどこで地震が発生してもおかしくない状況にあります。

### 2 目的

松前町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、松前町内の建築物について、地震災害に対する「予防対策」と、地震発生時における「応急対策」を促進することにより、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とします。

また、本計画では地震防災対策に取り組むための目標を定めるとともに、耐震化への環境の整備や、負担軽減のための制度の構築等の必要な施策を示すことにより耐震化の促進を図ります。

#### (1) 予防対策

町内の建築物の耐震性能を確保するため、耐震性能の把握を目的とした「耐震診断」と、その結果に基づく「耐震改修」を促進することにより耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して住民の生命及び財産の保護を図ります。

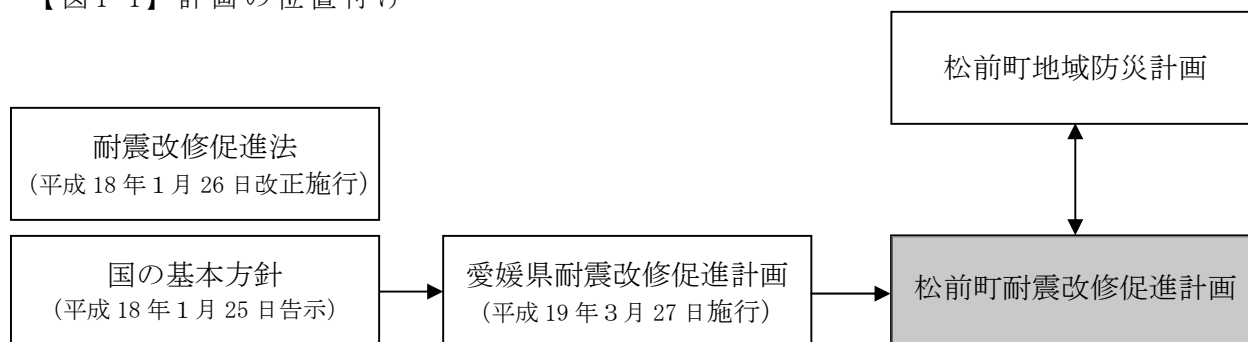
#### (2) 応急対策

地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等の危険性をできる限り速やかに判定し、被災建築物の使用に当たっての危険性を情報提供することにより、住民の安全を確保するための体制を整備します。

### 3 計画の位置付け

本計画は、国土交通大臣が定める耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）及び愛媛県耐震改修促進計画（平成19年3月制定。以下「県計画」という。）に基づき、松前町における建築物の耐震化の促進に関する施策の方向性を示す計画であり、松前町地域防災計画（平成19年3月制定）と関連する計画となります。

【図1-1】計画の位置付け



### 4 予防対策の推進

本計画では、特に耐震化を図る建築物は、以下のものとし、法の積極的な運用及び松前町木造住宅耐震化促進事業等の活用により推進を図ります。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した住宅
- (2) 法第14条各号に該当する建築物（以下「特定建築物」という。）

[参考]

- 第1号：多数の者が利用する建築物
- 第2号：危険物を貯蔵場又は処理する用途に供する建築物
- 第3号：県計画及び本計画に定める道路の沿道建築物

【表1-1】 特定建築物

		用途	規模要件	
第1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	4	病院、診療所		
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	6	集会場、公会堂		
	7	展示場		
	8	卸売市場		
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
	10	ホテル、旅館		
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
	12	事務所		
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	
	16	博物館、美術館、図書室	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	17	遊技場		
	18	公衆浴場		
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗		
	21	工場（危険物の貯蓄場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第2号		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	
第3号		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	

### 5 応急対策の推進

応急対策は、県計画及び本計画に定めるもののほか、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアルに基づき、県、市町並びに公益社団法人愛媛県建築士会、一般社団法人愛媛県建築士事務所協会、一般社団法人愛媛県建設業協会、一般社団法人愛媛県中小建築業協会及び株式会社愛媛建築住宅センター（以下「建築関係団体等」という。）で組織する「協議会」と連携し、迅速かつ的確な実施を図ります。

### 6 対象地域

本計画の対象地域は、松前町全域とします。

### 7 実施期間

令和6年度から令和12年度までを重点実施期間とし、進捗状況を勘案しながら継続して実施します。

## 第2 想定される地震の規模及び被害の状況

松前町は、瀬戸内海に面し、高縄山地と石鎚山系間の重信川等が埋積涵養した扇状地～三角州性の沖積平野である道後平野の南部を占め、地形的には全域平坦な沖積低地帯となっています。

愛媛県地域防災計画（平成29年度修正）では、阪神・淡路大震災以降明らかになった災害事例やその教訓、最新の情報、知見等を十分に踏まえ、中央構造線活断層及び南海トラフを震源とする地震が想定されており、概要は次のとおりです。

### 1 想定される地震の規模

#### (1) 中央構造線活断層帯

中央構造線活断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯です。愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達しています。

全体として長さは約290kmで、連続的に分布しており、過去には複数の区間（セグメント）で同時に又は分かれて活動したと推定されていますが、地表における断層の形状のみからは、将来同時に活動する区間を評価するのは困難です。

#### (2) 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸の南海トラフ沿いの地域では、南海トラフを震源域として大地震が繰返し発生していることが知られています。

南海トラフで発生する地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸プレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面が滑ることによって発生します。また、震源域全体が滑ることによって発生する地震が、「最大クラスの巨大地震（南海トラフ巨大地震）」であり、この震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的見地に基づいて推定されたものです。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなります。

#### (3) 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部が破裂することによってM6.7～M7.4の大地震が発生する可能性があります。1649年以降にM6.7～M7.4の地震の領域内で6回発生しています。代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の芸予地震（M6.7）です。

(4) 想定する地震

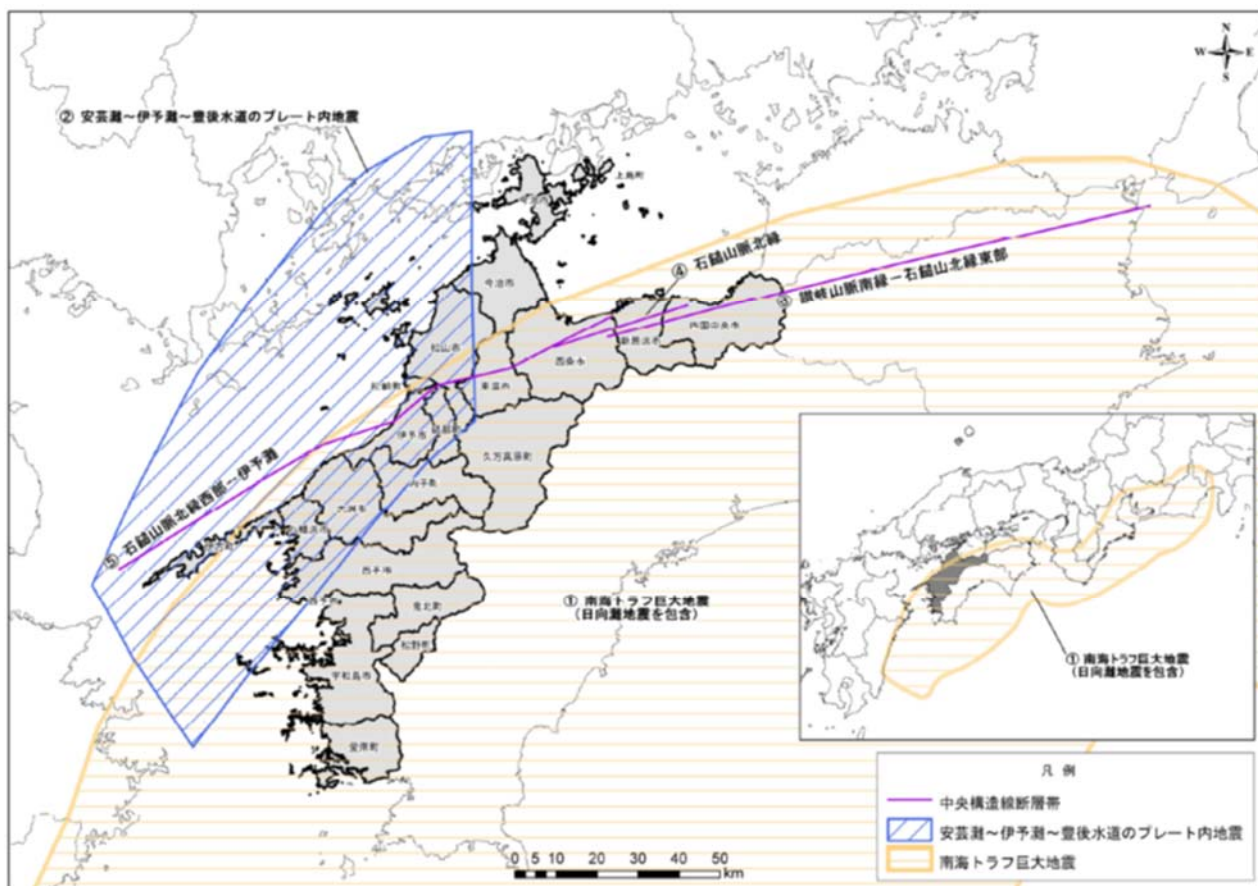
愛媛県においては、南海トラフを震源域とする南海地震が有史以来100年～150年間隔で発生しているほか、伊予灘・日向灘周辺では過去に大規模な地震が発生しています。また、愛媛県を横断する中央構造線断層帯は国内最大規模の断層であることから、中央構造線断層帯での地震にも留意する必要があります。

このことから、愛媛県では想定する地震を【表2-1】及び【図2-1】としています。

【表2-1】松前町における各想定地震の最大震度

想定地震		想定震度 (最大)
① 南海トラフ巨大地震		7
② 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	② 北側	6弱
	② 南側	6弱
③ 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震		5強
④ 石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震		5弱
⑤ 石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地震		6強

【図2-1】想定地震の発生領域





## 2 想定される被害の状況

想定地震の揺れによって想定される建築物の被害については、愛媛県による愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）（平成25年12月）において【表2-2】から【表2-5】までのとおり示されています。

## (1) 建物の想定

【表2-2】揺れ、液状化による被害

想定地震		揺れ	液状化	合計
① 南海トラフ巨大地震 (陸側ケース 冬 深夜 平常時)	全壊	3,055	357	3,412
	半壊	3,482	656	4,138
② 安芸灘～伊予灘～豊後水道の プレート内地震	② 北側 (南から破壊)	全壊	59	321
		半壊	746	603
	②' 南側 (北から破壊)	全壊	1	176
		半壊	102	330
③ 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造 線断層帯）の地震（西から破壊）	全壊	0	55	
	半壊	7	102	
④ 石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震（東 から破壊）	全壊	0	37	
	半壊	0	68	
⑤ 石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層 帯）の地震（東から破壊）	全壊	1,018	352	
	半壊	3,074	664	

【表2-3】火災による被害

想定地震		出火件数 (件)	焼失件数 (件)	焼失面積 (ha)
① 南海トラフ巨大地震 (陸側ケース 冬 18時 強風時)		12	4,719	200.80
② 安芸灘～伊予灘～豊後水道の プレート内地震	② 北側 (南から破壊 冬 18時)	2	3	0.00
	②' 南側 (北から破壊 冬 18時)	1	2	0.00
③ 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯） の地震（西から破壊）		0	1	0.00
④ 石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震		0	0	0.00
⑤ 石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地 震（西から破壊 冬 18時 強風時）		5	2,559	97.61

## 第2 想定される地震の規模及び被害の状況

### (2) 死者数・負傷者数の想定

【表2-4】死者数の想定（冬 深夜 強風時）

想定地震		建物倒壊	津波	火災	屋外設置物の転倒	屋外落下物	屋内収容物の転倒・落
① 南海トラフ巨大地震（陸側ケース 冬 深夜 平常時）		178	35	45	0	0	12
② 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	② 北側（南から破壊）	3		0	0	0	1
	②' 南側（北から破壊）	0		0	0	0	0
③ 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震（西から破壊）		0		0	0	0	0
④ 石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震（東から破壊）		0		0	0	0	0
⑤ 石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（東から破壊）		60		0	0	0	4

【表2-5】負傷者数の想定（冬 深夜 強風時）

想定地震		建物倒壊	津波	火災	屋外設置物の転倒	屋外落下物	屋内収容物の転倒・落
① 南海トラフ巨大地震（陸側ケース 冬 深夜 平常時）		1,114	13	25	0	0	174
② 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	② 北側（南から破壊）	150		0	0	0	16
	②' 南側（北から破壊）	19		0	0	0	9
③ 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震（西から破壊）		1		0	0	0	1
④ 石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震（東から破壊）		0		0	0	0	0
⑤ 石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（東から破壊）		760		0	0	0	65

## 第3 耐震化の現状と目標

## 1 耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められ、昭和56年6月に改正された新耐震基準によって建築された建築物は、阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でもおおむね耐震性を有するとされています。一方、旧耐震基準で建築された建築物は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

- ※ 耐震性無：昭和55年以前の建築物で、耐震診断により「耐震性無」と判定された建築物及び耐震性が確認されていない建築物
- ※ 耐震性有：新耐震基準により建築された建築物並びに昭和55年以前の建築物で耐震改修を行ったもの及び耐震診断により「耐震性有」と確認されているもの
- ※ 耐震化率：耐震性を有する建築物の数が建築物総数に占める割合

## (1) 住宅

固定資産税概要調書（令和6年1月1日時点）からの推計によると、町内における住宅の耐震化の状況は【表3-1】のとおり、住宅戸数約13,549戸のうち、旧耐震基準で建設された住宅は約5,482戸となっています。（増築除く）

これらの住宅について耐震改修を行った実績状況に関するデータが存在しないため、耐震適合率の全国値を基に耐震化率を推計すると、約75.8%となり、全国平均（約87%）、県平均（約81.3%）を下回る水準となっています。

【表3-1】住宅の耐震化の現状

区分	昭和56年以降の住宅戸数 ①	昭和55年以前の住宅戸数 ②		住宅戸数 ④ (①+②)	耐震性有住宅戸数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有 ③				
木造住宅	6,753	5,073		11,826	8,681	73.4%
		1,928				
共同住宅等	1,314	409		1,723	1,584	91.9%
		270				
合計	8,067	5,482		13,549	10,265	75.8%
		2,198				

※ 「共同住宅等」＝木造戸建住宅以外の住宅（長屋、共同住宅、木造以外の戸建住宅等）

(2) 多数の者が利用する建築物

建築物の状況調査結果によると、町内における法第14条第1号に該当する建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の状況は、【表3-2】及び【表3-3】のとおりとなっています。

公共と民間のものを合わせると、町内に83棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は67棟で、耐震化率は80.7%と全国平均（約89%）、県平均（約82.4%）を下回っています。

【表3-2】多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

区分	昭和56年以降の建築物棟数 ①	昭和55年以前の建築物棟数 ②		建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有 ③				
法第14条第1号	54	29		83	67	80.7%
		13				

※ 令和2年度「愛媛県 建築物の状況調査」による。

【表3-3】多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（所有者別）

区分	昭和56年以降の建築物棟数 ①	昭和55年以前の建築物棟数 ②		建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有 ③				
公共	15	16		31	25	80.7%
		10				
民間	39	13		52	42	80.8%
		3				
合計	54	29		83	67	80.7%
		13				

※ 令和2年度「愛媛県 建築物の状況調査」による。

## 2 目標の設定

町では耐震化の現況や今後の施策効果等を考慮し、耐震化の目標数値を以下のとおりとします。

なお、耐震化の目標数値については、定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## (1) 住宅

住宅の耐震化率については、将来の既存住宅の滅失及び新規住宅建設の推移や耐震診断結果及び耐震改修実績による既存住宅の耐震性能確保戸数の推計、また、耐震改修実績から推計する今後の施策効果等を踏まえ、【表3-4】のとおり現状の耐震化率74%を令和12年度末には90%とすることを目標とします。

【表3-4】住宅の耐震化の目標

区 分	計画策定時 (平成17年度)	現 状 (令和5年度)	耐震化の目標 (令和12年)
住宅 総数	13,220戸	13,549戸	13,297戸
うち耐震性有	7,220戸 (54.6%)	10,049戸 (74%)	11,967戸 (90%)
うち耐震性無 (未確認を含む)	6,000戸 (45.4%)	3,500戸 (26%)	1,330戸 (10%)

## (2) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の耐震化率についても、同様に【表3-5】のとおり、現状の耐震化率80%を令和12年度末には95%とすることを目標とします。

【表3-5】多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

区 分	計画策定時 (平成17年度)	現 状 (令和2年度)	耐震化の目標 (令和12年)
法第6条第1号 総数	74棟	83棟	90棟
うち耐震性有	33棟 (44.5%)	67棟 (80.7%)	86棟 (95%)
うち耐震性無 (未確認を含む)	41棟 (55.5%)	16棟 (19.3%)	4棟 (5%)

### 第4 耐震化の促進を図るための施策

大規模地震による建築物被害は、倒壊や損傷により使用不能に陥るなどの建築物本体の被害とともに、非構造材の破損落下、ブロック塀の倒壊による被害など広範囲になります。それらの被災は人的被害、地震火災の発生源となることから、その耐震性の確保は重要であるため、耐震化の円滑な実施を促進します。

#### 1 役割分担等

町又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者（以下「所有者等」という。）、自主防災組織、自治会等（以下「自主防災組織等」という。）は、以下に示す役割に応じて相互に連携を図り、建築物の耐震化を推進します。

##### (1) 町の役割

住民に最も身近な行政主体として、建築物の計画的な耐震化を図るため、地域の実情に応じた施策として、必要に応じて、耐震診断、耐震改修等に対する助成等の事業を行うことにより、耐震化を推進します。

また、住民及び自主防災組織等の活動を支援し、連携した取組を推進します。加えて、町が管理する施設について、自ら耐震性の確保に努めることとします。

##### (2) 建築物の所有者等の役割

建築物の耐震化は、倒壊した場合にその居住者のみならず周囲の敷地及び沿道に被害をもたらす危険性を取り除く地域防災対策であることから、自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠であり、所有者等は、自らが所有・管理する建築物の耐震診断を実施し、耐震診断の結果を踏まえた建替え及び耐震改修の実施に努めることとします。

##### (3) 自主防災組織等の役割

建築物の耐震性向上のための自主防災活動等、地域の積極的な取組により防災知識の普及に努めることとします。

## 2 耐震診断及び耐震改修等を促進するための支援策

昭和56年5月以前の建築物の中には耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行っていないためにその実態が不明となっていることで、新耐震基準を満足していない建築物の建替え及び耐震改修が促進していないと推測されます。

また、建築物の所有者等が自らの資金で耐震化を図ることは限界があり、耐震診断及び耐震改修等を行うための助成制度の充実が求められています。

そのため、国庫補助事業等や、税の優遇措置を活用するとともに、別に定める住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（県及び市町共同策定）に基づく取組みを実施することにより建築物の耐震化の促進を図ります。

### (1) 住宅の耐震化の促進

#### ア 住宅の耐震診断に係る支援

町内の建物に関する活動を目的として設立された民間の団体等との連携を図りながら、木造住宅の所有者等に対して耐震診断事務所を派遣し、耐震診断を実施しています。

また、木造住宅の所有者等が行う耐震診断に要する費用の一部について補助を実施しています。

今後は、これらの事業を継続するとともに、周知に努めます。

#### イ 住宅の耐震診断から耐震改修への円滑な移行支援

耐震診断の結果により、倒壊の危険性が高いと判定された住宅に対して、所有者等が行う耐震改修に要する費用の一部について補助を実施しており、当該耐震改修に伴う設計及び監理においても耐震診断技術者の派遣又は費用の一部について補助を実施しています。また、段階的に耐震化を図ることで、住民の生命の安全を確保し将来的な改修へと誘導することにより、建物全体での耐震化を目指します。

#### ウ 住宅に係る税制の特別措置

既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除及び固定資産税の減額措置が「住宅に係る耐震改修促進税制」として創設され、住宅の耐震改修を行った場合、一定の税制による支援が受けられます。これらの税制の特別措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化の促進を図ります。

### (2) 特定建築物の耐震化の促進

ア 本計画に位置付けられた特定建築物について、国庫補助事業等を活用し、耐震化の促進を図ります。

イ 法第2条第3項に規定する所管行政庁（以下「所管行政庁」という。）である県は、所管する特定建築物に対する耐震診断及び耐震改修等の現状の把握及び指導等を行うこととなるため、県と協力して特定建築物の耐震化の促進を図ります。

### 3 老朽放置建物及び老朽危険空家の除却に係る支援策

住宅密集地等における老朽化が進み、除却費用の問題等から放置されている建築物について、地震時に倒壊し、通行人への被害、避難通路の閉鎖や隣接建物への二次災害のおそれがあることから、防災性の向上、住環境の改善を図るため、直接的に除却する「松前町老朽放置建物除却事業」を実施しています。また、町内の老朽危険空家の除却費用の一部について補助を実施しています。

今後は、これらの事業を継続するとともに、周知に努め、自主的な除却や適切な管理に向けての誘導を図ります。

### 4 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

#### (1) 愛媛県住宅リフォーム支援事業

県は、金融機関及びリフォーム事業者と連携し、円滑な住宅リフォームを支援するため、リフォーム瑕疵保険を利用した工事を行う際の資金について、優遇措置を講じる金融機関を紹介する「リフォーム融資紹介事業」及び「リフォーム相談・情報提供サービス」の2つの事業を柱とする「住宅リフォーム支援事業」を実施することとしていることから、町は、県の実施する事業の周知に努めます。

#### (2) 住まいの地震対策講座・戸別訪問

県は、住宅の地震対策、防災意識向上のために町が開催する自主防災研修会や防災フェア、地区公民館に出向き、過去の地震被害のことや住宅の耐震診断及び耐震改修の方法等の住まいの地震対策について講習を実施することとしていることから、町は、県の実施する事業の周知に努めます。

また、住宅の耐震化を緊急的に促進するため、町内の建物に関する活動を目的として設立された民間の団体等と連携し、町内全域において、戸別訪問を実施し、耐震化の重要性や町の実施する事業について直接説明を行います。

### 5 重点的に耐震化を図る建築物の設定

法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「要緊急安全確認大規模建築物」という。）については、平常時の利用者の安全確保だけでなく、地震災害が発生した場合において避難場所になるなど、多くの建築物が応急活動の拠点として活用されます。また、幼稚園、保育所、老人ホーム等は災害時に自らが避難することが容易でない利用者が多い建築物であるため、耐震性の確保が重要となることから、耐震診断及び耐震改修を行うことにより、耐震性の確保、強化に努めます。

また、本計画の対象とならない規模、用途の町有の建築物についても、震災時の応急活動の拠点として使用されることが想定されるため、耐震性が不明なものについては、耐震診断の実施などの耐震化に努めます。



## 6 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定

地震による建築物の倒壊によって緊急車両等の通行や住民の避難を妨げることがないように、地震時の重要な避難路等として以下に掲げるものについて、その沿道建築物の耐震化の促進を図ります。

### (1) 緊急輸送路線

- ・ 「松前町地域防災計画」に緊急輸送路線として位置付けられた道路

### (2) 避難路

- ・ 「松前町地域防災計画」に避難路として位置付けられた道路
- ・ 住宅や事業所から「松前町地域防災計画」に位置付けられた指定緊急避難場所又は指定避難所等へ至る道路

### (3) 通学路

- ・ 町立小学校が児童の通学時における安全の確保と、教育的環境維持のために指定している道路

## 7 地震時の総合的な安全対策に関する事項

近年各地で発生した地震による被害状況から、ブロック塀等の倒壊防止対策、窓ガラスや外壁、天井等の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。また、地震を原因とするエレベーターの閉じ込め事故等についてもその危険性が指摘されています。

これらの観点から、地震時の被害を縮小し、迅速な復旧作業を行うためには、耐震診断及び耐震改修等だけでなく、建築物の総合的な安全対策のための施策が必要となります。

### (1) ブロック塀等の倒壊防止対策

地震によりブロック塀が崩壊した場合、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動に支障が出る可能性があることから、ブロック塀の設置者及び管理者に対し、安全なブロック塀の築造方法、既存ブロック塀の補強方法及びフェンスや生け垣への転換等について周知、指導します。また、災害時の重要な避難路及び通学路については、ブロック塀の安全確保を推進することとします。

### (2) 窓ガラスや外壁等の飛散・落下防止対策

多数の人が通行する市街地の避難路沿い等の窓ガラス、屋外看板、外装材等の落下危険物等の飛散・落下の危険性のある建築物の所有者等に対して、事故の防止及び安全性の確保について周知し、指導します。

### (3) 天井脱落防止対策

体育館、劇場、商業施設、工場などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落する被害が多く見られたことから、県及び建築関係団体等と連携し、建築物の所有者等へ天井等の構造、施工状況の点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及を図ります。

### (4) エレベーターの安全対策

県及び建築関係団体等と連携し、地震時における閉じ込めや戸開走行事故に対する既設エレベーターの安全確保を図るため、現行基準に適合しないエレベーターが設置された建築物の所有者等に対して、事故のリスク等を周知し、安全性の確保、地震の初期微動を感知して最寄りの階に停止する装置（P波感知型地震時管制運転装置）の設置、主要機器の耐震補強装置及び戸開走行保護装置の導入促進に取り組みます。

### (5) 家具の転倒防止対策

家具の転倒は、それによる人の負傷に加え、避難や救助活動への妨げになります。このため、県及び建築関係団体等や自主防災組織等と連携し、身近な地震対策として家具の固定等の転倒防止対策の普及を図ります。

### (6) 屋根ふき材の脱落防止対策

地震時に屋根ふき材が脱落・飛散した場合に、周辺建築物や通行人に被害を及ぼす可能性があることから、基準風速（※）34m/sの地域を重点的に取り組む区域として指定し、県及び市町は、当該地域における屋根ふき材の脱落防止対策を推進します。

（※）平成12年建設省告示第1454号第2に規定する基準風速

## 8 所管行政庁による指導、助言及び指示等に関する事項

### (1) 法による指導、助言及び指示等

所管行政庁である県は、法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）及び第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）の所有者等に対して、適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう指導及び助言を、特に必要性があるものについては、指示及び公表することとされていることから、町は、県と連絡調整を行い、連携を図りながら耐震化を推進します。

### (2) 建築基準法による勧告及び命令等

特定行政庁である県は、耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物の所有者等が耐震改修等を行わない場合で、かつ、建築物の敷地及び構造耐力上主要な部分そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合については、建築基準法の規定に基づく勧告及び命令等の措置を行うこととされています。

## 第5 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### 1 総合防災マップの作成・公表

町では、想定できる自然災害が発生した場合の災害発生状況についての予測を行い、危険性を事前に把握するとともに、今後の防災対策の推進に反映させることを目的に「松前町総合防災マップ」を作成し、インターネットにより公表しています。

(<http://www.town.masaki.ehime.jp/soshiki/1/bousai.html>)

また、県では、「愛媛県地震被害想定調査」が行われ、地震動による想定震度分布図などがインターネットにより公開されています。

(<https://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html>)

### 2 体制の整備及び情報提供の充実

#### (1) 法の普及・啓発

建築物の耐震化について広く認識を深めるため、建築関係技術者や建築物の所有者等に対し、法に基づく既存建築物の耐震診断及び耐震改修等、被災建築物応急危険度判定の必要性について普及、啓発に努め、耐震性能の情報提供、危機意識の向上による耐震化の促進を図ります。

#### (2) 相談窓口の設置

ア 既存建築物の耐震診断及び耐震改修等について、住民に正しい情報を提供するため、相談窓口の開設等の相談体制を整備します。また、県及び建築関係団体等が実施する耐震診断及び耐震改修等の講習会の受講修了者を掲載した「愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録名簿」、「愛媛県木造住宅耐震改修登録事業者名簿」や、「リフォーム事業者登録事業」に登録された事業者の名簿を相談窓口を設置し、閲覧等により事業者の情報提供を行います。

イ 建築物の所有者等に対する耐震診断の普及と耐震改修の促進を図るため、相談窓口に国や県及び建築関係団体等のパンフレット等を常備、配布し、周知に努めます。

#### (3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事は、内外装の改修、設備更新・高断熱化などの省エネ改修、バリアフリー化等の工事に併せて行うことが効率的です。このため、県及び建築関係団体等と協力して、県の実施する「愛媛県住宅リフォーム支援事業」を推進し、リフォーム時における耐震改修の誘導に努めます。

また、平成12年以前に建築された住宅の中には、筋かいの端部や柱頭、柱脚の固定が不十分な場合があることから、リフォームで壁仕上げをはがすときは、既存の筋かい、柱頭・柱脚の接合部の仕様を確認し、固定が不十分な場合は補強する等、リフォーム時における耐震改修の誘導について、事業者向け講習会、町民向け耐震講座等様々な機会を利用し普及・啓発に努めます。

### 3 自主防災組織等との連携

- ア 住民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、行政区等を中心とした自主防災組織等の結成及び活動が極めて重要となります。そのため、自主防災組織等の結成を積極的に推進し、その育成強化を図るとともに、各種の助成事業等を活用して、活動の拠点となる施設の整備及び資機材の充実を図ります。
- イ 自主防災に関する認識を深めるための講座や研修会の開催や、総合防災訓練、地域防災訓練などの実施等により、自主防災組織等及び住民に対する防災知識の普及、意識の啓発及び連携に努めます。

## 第6 被災建築物応急危険度判定の実施

地震により多くの建築物が被害を受けた場合、その後の余震等による建築物の倒壊や、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災した建築物の被害状況を調査し、危険度の判定、表示等を行う被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）を実施します。

### 1 判定実施の事前準備

- (1) 町は、協議会を通じ、県、他の市町及び建築関係団体等と協力し、円滑な判定の実施が図れるよう努めるものとします。
- (2) 町は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、災害対策本部や避難所等の優先的に判定を実施する施設、区域及び判定対象建築物の規準を定めるものとします。
- (3) 町は、応急危険度判定コーディネーター（判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関係団体等に属する者をいう。以下「判定コーディネーター」という。）の育成に努めます。
- (4) 町は、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとします。

### 2 判定の実施

- (1) 町は、地震により多くの建築物が被害を受けた場合、被害状況を把握し、判定の実施を決定したときは、直ちに判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとします。
- (2) 町は、判定の実施を決定した場合は、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士等の速やかな確保に努めるものとします。

### 3 県との連絡調整等

- (1) 町は、判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告するものとします。
- (2) 判定実施本部は、県の判定支援本部と現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとします。

#### 4 その他

- (1) 町は、協議会を通じ、県、他の市町及び建築関係団体等と相互に連携を図り、判定実施に際し円滑な運用が図れるよう努めるものとします。
  
- (2) 本計画の施行に関し必要な事項は、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアル等によるものとします。

## 第7 その他必要な事項

### 1 関係団体との連携

本計画の取組が円滑かつ適切に行われるよう、県、他の市町及び建築関係団体等と、協議会を通じ相互に協力と連携を図り、計画の効率的な推進を図るよう努めます。

### 2 実施事項の分担

本計画を実施するにあたり、必要となる実施事項の具体的な方策については、別途定めます。

### 3 計画の見直し

本計画は随時、計画及び施策の進捗状況や社会情勢を勘案するとともに、県計画の見直しを踏まえながら耐震化の状況や目標、施策などを見直すこととします。また、重点実施期間経過後は、計画の実施状況等に関する評価を行い、必要に応じて見直すことにより耐震化を推進します。

## 附則

本計画は、平成20年4月1日から施行する。

なお、「松前町既存建築物耐震改修促進実施計画」（平成18年1月27日制定）については、平成20年3月31日をもって廃止する。

本計画は、平成21年8月12日から施行する。

本計画は、平成23年5月1日から施行する。

本計画は、平成26年4月1日から施行する。

本計画は、平成30年4月1日から施行する。

本計画は、令和2年1月1日から施行する。

本計画は、令和6年4月1日から施行する。